

○豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例

(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 10 号)

改正 昭和 46 年 3 月 20 日条例第 5 号 昭和 52 年 3 月 15 日条例第 1 号
昭和 62 年 3 月 17 日条例第 4 号 昭和 62 年 9 月 21 日条例第 29 号
昭和 63 年 3 月 23 日条例第 8 号 平成元年 9 月 29 日条例第 29 号
平成 2 年 6 月 20 日条例第 10 号 平成 3 年 6 月 20 日条例第 17 号
平成 4 年 10 月 2 日条例第 25 号 平成 7 年 10 月 2 日条例第 27 号
平成 12 年 3 月 27 日条例第 26 号 平成 12 年 3 月 27 日条例第 36 号
平成 13 年 6 月 12 日条例第 14 号 平成 15 年 2 月 26 日条例第 3 号
平成 19 年 2 月 23 日条例第 3 号 平成 20 年 3 月 11 日条例第 6 号
平成 21 年 3 月 11 日条例第 12 号 平成 22 年 3 月 23 日条例第 7 号
平成 23 年 3 月 16 日条例第 4 号 平成 23 年 12 月 13 日条例第 17 号
平成 25 年 3 月 12 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づいて徴収する使用料および加入金に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。

(公の施設の利用に対する使用料)

第 2 条 次の各号に掲げる公の施設(別に条例で定めるものを除く。)を利用する者は、利用の方法等に従って、別表に定める使用料を納入しなければならない。

- (1) 豊栄のさと(別表第 4 および別表第 5)
- (2) 豊郷町立小中学校体育館(別表第 1)
- (3) 豊郷町隣保館(別表第 1)
- (4) 三ツ池教育集会所および大町教育集会所(別表第 1)
- (5) 三ツ池児童館(別表第 1)
- (6) 三ツ池老人憩の家および大町老人憩の家(別表第 1)
- (7) 豊郷小学校旧校舎群(別表第 6 および別表第 7)
- (8) 豊郷町いきがい協働センター(別表第 8)

第 3 条 削除

(体育施設の使用料)

第 4 条 次の各号に掲げる体育施設を使用するものは、別表第 3 に定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 豊郷町民体育館
- (2) 多目的運動場
- (3) テニスコート
- (4) グラウンドゴルフ場
- (5) 野外活動施設「ふれあいの郷」

(6) 豊郷武道館

(減免)

第5条 町長は、必要と認めるときは、使用料もしくは、加入金の額を減額し、または使用料もしくは加入金の徴収を免除することができる。

2 前項の規定により第2条および第4条の施設の使用料は、豊郷町に住所を有する者または豊郷町内に所在地を置く法人および団体に限り、これらの規定にかかわらず次に定める額とする。

施設名		使用料		
公の施設	豊郷町立小中学校体育館	1時間につき	200円	
	豊郷町隣保館	〃	50円	
	三ツ池教育集会所および大町教育集会所	〃	50円	
	三ツ池児童館	〃	50円	
	三ツ池老人憩の家および大町老人憩の家	〃	50円	
社会体育施設	豊郷町民体育館アリーナ	1時間につき(半面につき)	300円	
	豊郷町民体育館談話室	1時間につき	100円	
	多目的運動場	昼間使用の場合	30分につき	200円
		夜間使用の場合	〃	1,700円
	テニスコート	昼間使用の場合	30分につき(1コート)	150円
		夜間使用の場合	〃	350円
	グラウンドゴルフ場	1人1回につき	200円	
武道館	1時間につき(半面につき)	200円		

3 前2項の規定に定めるもののほか、使用料の減額または徴収の免除について必要な事項は町長が別に定める。

(過料)

第6条 町長は、詐偽その他不正行為によりこの条例に定める使用料または加入金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)の範囲内で、過料を科することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、使用料および加入金の徴収について必要な事項は、町長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和46年3月20日条例第5号)

この条例は、昭和46年2月11日から施行する。

付 則(昭和52年3月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年3月17日条例第4号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年9月21日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和63年3月23日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年9月29日条例第29号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

付 則(平成2年6月20日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成3年6月20日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年10月2日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成7年10月2日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 27 日条例第 26 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成 12 年 3 月 27 日条例第 36 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 13 年 6 月 12 日条例第 14 号)

この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年 2 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 23 日条例第 3 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 11 日条例第 6 号)

この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年 3 月 31 日までに使用申請の受理された使用料については、なお従前のおりとする。

附 則(平成 21 年 3 月 11 日条例第 12 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日条例第 7 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 16 日条例第 4 号)

この条例は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 13 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 12 日条例第 1 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

公の施設の名称		利用方法等	使用料
豊郷町立小中学校体育館		昼間使用の場合	1 回につき 2,000 円
		夜間使用の場合	〃 2,500 円
豊郷町隣保館	研修室	昼間使用の場合	1 回につき 2,000 円
		夜間使用の場合	〃 4,000 円
	デイルーム	昼間使用の場合	1 回につき 2,000 円
		夜間使用の場合	〃 4,000 円
	会議室(和室)	昼間使用の場合	1 回につき 1,000 円
		夜間使用の場合	〃 2,000 円
	調理室	昼間使用の場合	1 回につき 1,500 円
		夜間使用の場合	〃 3,000 円
三ツ池教育集会所および大町教育集会所		昼間使用の場合	1 回につき 2,000 円
		夜間使用の場合	〃 2,500 円
三ツ池児童館		昼間使用の場合	1 回につき 2,000 円
		夜間使用の場合	〃 2,500 円
三ツ池老人憩の家および大町老人憩の家		昼間使用の場合	1 回につき 2,000 円
		夜間使用の場合	〃 2,500 円

別表第 2 削除

別表第 3(第 4 条関係)

施設の名称		利用の方法等	使用料
豊郷町民体育館	アリーナ(半面につき)	昼間使用の場合	1 時間につき 600 円
		夜間使用の場合	1 時間につき 800 円
	談話室	昼間使用の場合	1 時間につき 250 円
		夜間使用の場合	1 時間につき 300 円
多目的運動場		昼間使用の場合	30 分につき 400 円
		夜間使用の場合	30 分につき 2,400 円

テニスコート		昼間使用の場合	1コート 30分につき	400円
		夜間使用の場合	1コート 30分につき	700円
グラウンドゴルフ場		1人あたり	1回につき	400円
			ただし、中学生以下は無料とする。	
		備品貸出	1セット	100円
野外活動施設	管理棟	一泊使用の場合		5,000円
		日帰り使用の場合		3,000円
		時間使用の場合	1時間につき	500円
	バンガロー	一泊使用の場合	1棟につき	4,000円
		日帰り使用の場合	1棟につき	2,000円
		時間使用の場合	1棟 1時間につき	400円
豊郷武道館	道場(半面につき)	昼間使用の場合	1時間につき	400円
		夜間使用の場合	1時間につき	600円

備考 野外活動施設については、一泊の場合入所午前9時以降、退所翌日午後4時までを原則とするが7・8月は入所午後3時以降、退所午後2時までとする。

別表第4(第2条関係)

豊栄のさと使用料

施設の名称	使用区分					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
文化ホール(1回につき)	6,000円	8,000円	8,000円	14,000円	16,000円	22,000円
楽屋1(1回につき)	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
楽屋2(1回につき)	300円	300円	300円	600円	600円	900円
ホワイエ(1回につき)	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
会議室(1・2・3)(1室、1回につき)	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
栄養指導室(調理実習室)(1回につき)	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
研修室(1回につき)	2,000円	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円	6,000円
和室(1・2・3・4)(1室、1回につき)	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
工作室(1回につき)	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
サークル室(1回につき)	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000

	円	円	円	円	円	円
浴室(1回につき)	65歳以上 100円 小学生以上 65歳未満 200円 小学生未満 無料					

備考

- 1 浴室の使用を除き、町外に住所を有する者または町外に所在地を置く法人および団体が使用する場合は、使用料の5割を加算する。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の5割を加算する。ただし、町外に住所を有する者または町外に所在地を置く法人および団体が使用する場合は使用料の10割を加算する。
- 3 付帯設備、備品を使用するときは、別に定める額を加算する。
- 4 音響、照明の派遣要員およびピアノの調律を希望される場合、特別な消耗品を必要とされる場合は、実費相当額を徴収する。
- 5 入場料、その他これに類するものについて、1人当たり1,000円以上を徴収する場合または営利を目的とする場合の使用については、使用料の5割に相当する額を加算する。
- 6 文化ホールの舞台のみ使用する場合、使用料の5割とする。
- 7 使用区分は午前(8時30分から12時30分まで)、午後(13時から17時まで)、夜間(17時30分から21時30分まで)、午前・午後(8時30分から17時まで)、午後・夜間(13時から21時30分まで)、全日(8時30分から21時30分まで)とする。

別表第5(第2条関係)

ホールの用途別付帯設備・備品の使用料

区分 内容	照明設備一式	音響設備一式 (音響反射板を除く)	音響反射板設備一式	映写設備一式	舞台設備一式	その他備品一式	ピアノ他
使用料(1回につき)	3,000円	3,000円	5,000円	2,000円	3,000円	2,000円	ピアノ 2,000円 電子オルガン 500円

備考

- 1 町外に住所を有する者または町外に所在地を置く法人および団体が使用する場合は、使用料の5割を加算する。
- 2 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この表に掲げる使用料の5割を加算する。
 - (1) 営利を目的として使用するとき。

- (2) 営利を目的としないで使用するときで、入場料その他これに類するものを1人当たり1,000円以上を徴収するとき。
- 3 上記の使用料は午前、午後、夜間の区分毎の料金である。
- 4 舞台関係人件費、ピアノ調律料および消耗品等は、実費相当額を徴収する。

別表第6(第2条関係)

豊郷小学校旧校舎群使用料

施設の名称	使用区分			
	午前	午後	夜間	
校舎棟 (3階を除く1部屋)	1,000 円	1,000 円	1,000 円	テレビ・映画等の撮影による使用の場合 1日1回 30,000円
酬徳記念館 (町民ギャラリー)	2,000 円	2,000 円	2,000 円	
講堂	4,000 円	4,000 円	4,000 円	

備考

- 1 町外に住所を有する者または町外に所在地を置く法人および団体が使用する場合は使用料の5割を加算する。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の5割を加算する。ただし、テレビ・映画等の撮影による使用の場合は除く。
- 3 使用区分は午前(8時30分から12時30分まで)、午後(13時00分から17時00分まで)、夜間(17時30分から21時30分まで)とする。
- 4 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この表に掲げる使用料の5割を加算する。
- (1) 営利を目的として使用するとき。
- (2) 営利を目的としないで使用するときで、入場料その他これに類するものを1人当たり1,000円以上を徴収するとき。
- 5 上記の使用料は午前、午後、夜間の区分毎の料金である。ただし、テレビ・映画等の撮影による使用の場合で、午前、午後、夜間の区分以外で使用する場合は、一時間あたり2,000円を使用料として徴収する。

別表第7(第2条関係)

豊郷小学校旧校舎群付帯設備及び備品使用料

区分 ＼ 内容	講堂音響設備一式	講堂ピアノ
使用料 1回につ つき	1,000円	4,000円

備考

- 1 町外に住所を有する者または町外に所在地を置く法人および団体が使用する場合は、使用料の5割を加算する。
- 2 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この表に掲げる使用料の5割を加算する。
 - (1) 営利を目的として使用するとき。
 - (2) 営利を目的としないで使用するときで、入場料その他これに類するものを1人当たり1,000円以上を徴収するとき。
- 3 上記の使用料は午前、午後、夜間の区分毎の料金である。

別表第8(第2条関係)

豊郷町いきがい協働センター

施設の名称	使用区分	
	午前	午後
交流施設	1,000円	1,000円
加工施設	1,000円	1,000円

備考

- 1 使用区分は午前（8時30分から12時まで）、午後（13時から17時まで）とする。
- 2 上記の使用料は午前、午後の区分毎の料金である。